

◎ 第90回定例研究会

12月20日(金)

於:静岡県評会議室

生活困窮者に対する取り組み

報告者: 中澤 秀一 氏 (静岡県立短期大学准教授)

●シンポジウムの紹介

12月8日、シンポジウム「生活困窮者を支える包摂型社会をつくる」(NPO 法人青少年就労支援ネットワーク静岡主催)が静岡市にて開催され、生活困窮者への支援を行っている団体の取り組みが紹介されました。

① 「社団法人社会的包摂サポートセンター」

「排除から包摂へ」を理念とし、東日本大震災の被災地支援を中心に「よりそいホットライン」を創設し、アクセス数は、1日1200件まで対応しています。

② 「富士宮市地域包括支援センター」

H20年度から福祉総合相談課を設置し、高齢・障害・子ども・DV・生活困窮者の相談に関し、たらいまわしをしないようにしています。

③ 「NPO法人POPOLO」

働く意思を持っているが、自立した生活を実現できない人を対象に支援を行っています。富士POPOLOハウスでは、静岡県の絆再生事業と寄付により運営しています。入居者の半数が元ホームレスです。

④ 「静岡学習支援ネットワーク」

2012年、勉強したくてもできない子どもを助けたいという思いのもとに、県大、静大、常葉大の学生が集まり、無償学習支援教室を実施しています。対象の子どもたちの多くは生活保護の家庭です。

⑤ 「青少年就労支援ネットワーク静岡」

浜松では生活困窮者に対して支援を実施し、ボランティアサポーターの養成やNPOとの連携をしています。沼津では絆再生事業からの補助金を得て、市民のジョブサポーターによる就労支援を行っています。

●「生活困窮者自立支援法」の概要

12月6日、「改正生活保護法」(2014年7月施工)と「生活困窮者自立支援法」(2015年4月施工)が成立しました。

「生活保護法」は、不正受給の罰金が増額されたり、扶養義務者が扶養に応じない場合、自治体が説明を求められるようになっていきます。

「生活困窮者自立支援法」の内容としては以下の通りです。

① 自立相談支援事業 (必須事業)

いわゆる総合相談窓口。「ワンストップ」で相談を受け付ける。民間への委託も可能。

② 住居確保給付金 (必須事業)

離職後2年以内の者を対象に、就職のために9ヶ月までの家賃補助を行う。

③ その他任意事業

就労準備支援事業、就労訓練事業の認定、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援等子どもに対しての支援事業があります。

「生活困窮者自立支援法」の問題点としては、

① 対象が限定的であり、生活保護受給を防ぐ制度になっている。

② 自立が「就労自立」ということで、狭くとらえられている。

③ 生活保障の視点が欠けている。

④ 任意事業が多く、支援につなげられない可能性がある。お金のない自治体は難しい。

また生活困窮者(あるいは社会的排除)の問題について、労働組合がどう関わっていけるのか。生活困窮者が労働組合外部の存在ではなく、自分たちの問題として考えていくことが大切です。

*連絡先: 〒422-8062 静岡市駿河区稲川 2-2-1 コハラサウスサイドビル 7F
静岡県労働研究所 TEL 054-287-1293 FAX 054-286-7973

メール roudouadv@wave.wbs.ne.jp ホームページ <http://www.geocities.jp/shizuokarouken/>